

給 実 乙 第 8 2 号
平成 23 年 3 月 25 日

殿

人事院事務総長

給実甲第 151 号（通勤手当の運用について）第 19 条の 3 関係
第 1 項第 2 号の「事務総長が定める事由」について（通知）

下記に掲げる事由を給実甲第 151 号（通勤手当の運用について）第 19 条の 3 関係
第 1 項第 2 号の「事務総長が定める事由」として定めたので、平成 23 年 4 月 1 日以降、
これによってください。

記

平成 23 年東北地方太平洋沖地震における被災等により運行を休止している交通機関
のうち、現に利用している交通機関よりも経済的かつ合理的であると認められるものの
運行再開が確定的であること。